

⇩ 公示制度の廃止

Q : 高額納税者の公示制度が無くなったようですが、どのような制度だったのですか？

A : 次のような制度でした。

【解説】

公示制度は、昭和25年に適正な申告の確保を図ることを目的として創設された制度でしたが、今年度から廃止となりました。

公示要件等の概要は、次のとおりです。

[所得税]

- ① 公示要件
所得税額が1,000万円超
- ② 公示事項
住所、氏名、税額

[相続税]

- ① 公示要件
課税価格が2億円超又は被相続人の財産の価額(債務控除後)が5億円超
- ② 公示事項
氏名、納税地、課税価格

[贈与税]

- ① 公示要件
課税価格が4,000万円超
- ② 公示事項
氏名、納税地、課税価格

[法人税]

- ① 公示要件
所得税額が4,000万円超(事業年度が6ヶ月以内の場合は2,000万円超)
- ② 公示事項
法人名、納税地、代表者名、所得金額、事業年度

